

宅建朝から1問 宅建業法 重要事項の説明 宅建 H30-35-3 <<#915>>

【問】正誤をつけよ。

建物の売買においては、その建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、その不適合を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結などの措置を講ずるかどうか、また、講ずる場合はその概要を重要事項説明書に記載しなければならない。

【答え】正しい

<<ポイント>> 重要事項の説明【宅建★入門】

記載事項	売買・交換	貸借
当該宅地・建物が種類・品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関し、保証保険契約の締結その他の措置の有無および概要	○	×

<<記載例>> 7 担保責任(当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任)の履行に関する措置の概要

担保責任の履行に関する措置を講ずるかどうか	講ずる ・ 講じない
担保責任の履行に関する措置の概要	

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>